

統幕長発言 野党が批判

自衛隊法 政治的行為を制限

政権は擁護

安倍晋三首相が憲法9条に自衛隊の存在を明記する意向を示したことめぐり、自衛隊制服組トップの河野克俊統合幕僚長(62)が「ありがたい」と歓迎した発言が、波紋を広げている。国会では野党から、政治的行為を制限される自衛官として不適切などとする批判が続出。首相官邸の信任が厚いとされる河野氏だけに、政権は沈静化を急ぐ。

25日の衆院憲法審査会。民進の辻元清美氏は「憲法改正に賛成する」と受け取られたが、同日の参院外交防衛委員会でも「文民統制にも反する。罷免すべきだ」(共産の井

上哲士氏)との声が出た。稲田朋美防衛相は同委で「個人の見解を述べた場合、憲法99条との関係では

問題がない」と説明。発言は99条で規定する公務員の憲法尊重擁護義務に矛盾しないとの認識を示した。

今回の発言は23日、日本外国特派員協会での講演で飛び出した。首相が自衛隊の存在を憲法に明記する改正に言及したことについて問われ、河野氏は考えを述べた。

憲法99条に加え、自衛隊員は自衛隊法61条で政治的行為を制限されている。自衛隊法施行令は86条で「政治的方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し、

河野氏は25日の記者会見で「何い」と説明。菅義偉官房長官は24日の定例会見で「何で問題になるのか」と反論した。河野氏は25日、昨年一度延長した河野氏の定年を来年5月まで1年間再延長すると発表した。

反対する」と明記。この観点から問題だと話す。

河野氏は首相や菅氏に安保の対象になっている。

河野氏は25日の記者会見で「個人的な思想を述べた。全く政治的意図はない」と説明。河野氏は25日、昨年

も、河野氏は25日、昨年

自衛隊法 第61条(政治的行為の制限)

隊員が選挙権の行使を除く政治的行為を行ったり、選挙に立候補したり、政党や政治団体の役員などに就任したりすることができないと規定



統幕長発言をめぐる反応

統幕長という立場から申し上げるのは適当ではないと思う。ただし、一自衛官として申し上げるならば、(首相の改憲発言は)非常にありがたい

(23日、日本外国特派員協会での講演)



辻元清美氏(民進)

「憲法改正に賛成する」と受け取られたが、「自衛隊法違反ではないか」という指摘を重く受けとめてほしい

(25日、衆院憲法審査会)



藤田幸久氏(民進)

一自衛官としての発言は政治活動にあたらないのか

(25日、参院外交防衛委員会)



赤嶺政賢氏(共産)

憲法順守義務に反し、文民統制の原則を侵す。罷免(ひめん)を要求する

(25日、衆院憲法審査会)

菅義偉官房長官

個人の見解として述べたもので、全く問題はない

(24日、記者会見)



稲田朋美防衛相

政治的目的はないということは明らかだ

(25日、参院外交防衛委員会)



中谷元氏(自民)

自衛隊で仕事をしてきた自衛官の共通の思い。個人としての発言で許されるものだ

(25日、衆院憲法審査会)



「安倍一強」で不問

軍事ジャーナリストの前田哲男氏の話 河野統幕長は「一自衛官」という留保をつけたが、すべての自衛官は「憲法順守」「政治活動には関与しない」と服務宣誓している。その最高位にある人物としてあるまじき発言だ。制服組幹部は過去に政治的な言動で処分されることがあったが、今回は野党勢力が弱い「安倍一強」体制だから不間にふされたと言える構図になっている。首相の憲法改正発言が政治問題化している中の発言もあり、許されてもいけない。

省幹部は「自衛隊員20万人超のトップとしては軽率。個人的感想という言い訳は許されない」。幹部OBは「一自衛官と言つたなら、公務員として憲法擁護義務

が」

声が上がる。「背広組」の同省幹部は「自衛隊員20万人超のトップとしては軽率。個人的感想という言い訳は許されない」。幹部OBは

「一自衛官と言つたなら、公務員として憲法擁護義務

が」

河野氏は首相や菅氏に安保の対象になっている。

河野氏は25日の記者会見で「個人的な思想を述べた。全く政治的意図はない」と説明。河野氏は25日、昨年

も、河野氏は25日、昨年